松阪市立小中学校幼稚園保護者 様

松阪市教育委員会事務局 給食管理課

小中学校幼稚園臨時休業にかかる給食費の取り扱いについて

平素は、本市の学校給食にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 小中学校の休業措置が5月も継続されることとなりました。6月から学校再開予定ですが、状況によっては再度の休業、また夏休みを利用して授業を行うことも想定されます。 つきましては、給食費は、次のようにさせていただきます。

・4月、5月の給食費

通常とおり集金(納付金システムの都合上)

・6月の給食費	集金しません
・夏休みに給食が実施された場合	4月、5月分の給食費で調整し年度内に精算

なお、6月以降の給食費については、その後の給食の実施状況で決定します。 大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

> 事務担当 松阪市教育委員会事務局 給食管理課 電話番号 0598-61-1155